

市有地売却（先着順）の募集要項

一般競争入札において落札されなかった物件について、次のとおり先着順にて売却します。なお、売却物件は予告なく取下げることがあります。

1 申込みから売却までの流れ

①市有地買受申込書の提出



②売買契約の締結



③代金の納付

※別途指定する期日まで



④所有権移転登記

※代金納入終了後、登記手続きは滑川市が行います。

2 売却物件

所在地	登記地目	地積	予定価格	備考
上小泉字小太郎706番1	宅地	308.27 m ²	5,593,000円	
柳原87番8	雑種地	848 m ²	13,896,000円	
柳原86番11	宅地	1,319.66 m ²	17,331,000円	
柳原87番4	宅地	524.47 m ²	10,233,000円	

※詳細は別紙物件調書を参照してください。

3 申込者の資格

個人、法人を問わず申込みすることができます。

ただし、次の事項に該当する方は、申込みすることができません。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者又は第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していない者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づき、同法第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体及びその関係者
- (4) 市町村税等を滞納している者
- (5) 滑川市から指名停止を受けている者

※なお、申込者の資格要件は、関係機関などへ照会し確認する場合があります。

4 申込み方法

申込みされる方は、次のとおり手続きを行ってください。

(1) 提出書類等

- ア) 市有地買受申込書（別紙様式）
- イ) 誓約書（別紙様式）
- ウ) 役員一覧表（別紙様式）【法人が申し込む場合】
- エ) 委任状（別紙様式）【代理人が申し込む場合】
- オ) 住民票【個人が申し込む場合】
- カ) 登記事項証明書【法人が申し込む場合】
- キ) 納税証明書(※)
- ク) 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

(※) 法人の場合は、直前1年分の法人納税証明書（法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税）及び消費税及び地方消費税の納税証明書（未納のないことの証明書（納税証明書その3の3））を提出してください。

(2) 申込書等の提出先・提出方法

- ア) 提出先 滑川市財政課財産管理係
〒936-8601 富山県滑川市寺家町104番地（滑川市役所本館2階）
- イ) 提出方法 持参又は郵送 ※郵送の場合は、事前にご連絡ください。
※窓口での受付は、午前8時30分から午後5時15分までです。
（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）

5 買主の決定

- (1) 申込書に必要な書類を先に提出し、受理された方を買主として決定します。
- (2) 同日の申込み受理者が複数人いた場合は同着とし、抽選により買主を決定します。
- (3) 決定した買主へは「市有地売却決定通知書」をお渡しします。

6 契約の締結及び代金の納入

(1) 契約締結の期限

市有地売却決定通知日から15日以内とします。

※土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。

(2) 代金の納入

契約締結日から30日以内に、滑川市が発行する納付書にて一括納入してください。

7 所有権の移転及び費用負担

- (1) 売買代金全額の支払いが完了したときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現

況のまま引渡します。なお、所有権の移転登記は市が行います。

- (2) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要となる登録免許税等、本契約の締結及び履行に際して必要となる費用は、買受人の負担となります。

8 契約上の要件

土地売買契約書内に次の条件を付しますので、あらかじめご注意ください。

(1) 用途制限

- ア) 買受人は、売買物件の引渡しがあった日から5年間（以下「指定期間」という。）、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。
- イ) 買受人は、売買物件を暴力団関連施設その他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用に供してはならない。
- ウ) 買受人は、売買物件を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づき、同法第5条に規定する観察処分決定を受けた団体及びその関係者の用に供してはならない。

(2) 実地調査等

滑川市は、指定期間中は(1)に定める特約の履行条件を確認するため、随時に実地調査を行うことができる。買受人は、正当な理由なくして前項に定める実地調査を拒み、妨げ又は忌避してならない。

(3) 違約金

買受人は、上記(1)及び(2)に定める義務に違反したときは、売買代金の10分の3（円未満切捨て）に相当する額を違約金として滑川市に納付しなければならない。

9 お問い合わせ先

滑川市役所財政課財産管理係

〒936-8601 富山県滑川市寺家町104番地

TEL 076-475-1254

FAX 076-475-6299

e-mail zaisei@city.namerikawa.lg.jp